

京都中央信用金庫が実施する 株式会社デリブに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、京都中央信用金庫が実施する株式会社デリブに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025 年 9 月 26 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社デリブに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：京都中央信用金庫

評価者：京都中央信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、京都中央信用金庫が株式会社デリブ（「デリブ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、京都中央信用金庫による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。京都中央信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、京都中央信用金庫にそれを提示している。なお、京都中央信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

京都中央信用金庫は、本ファイナンスを通じ、デリブの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、デリブがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

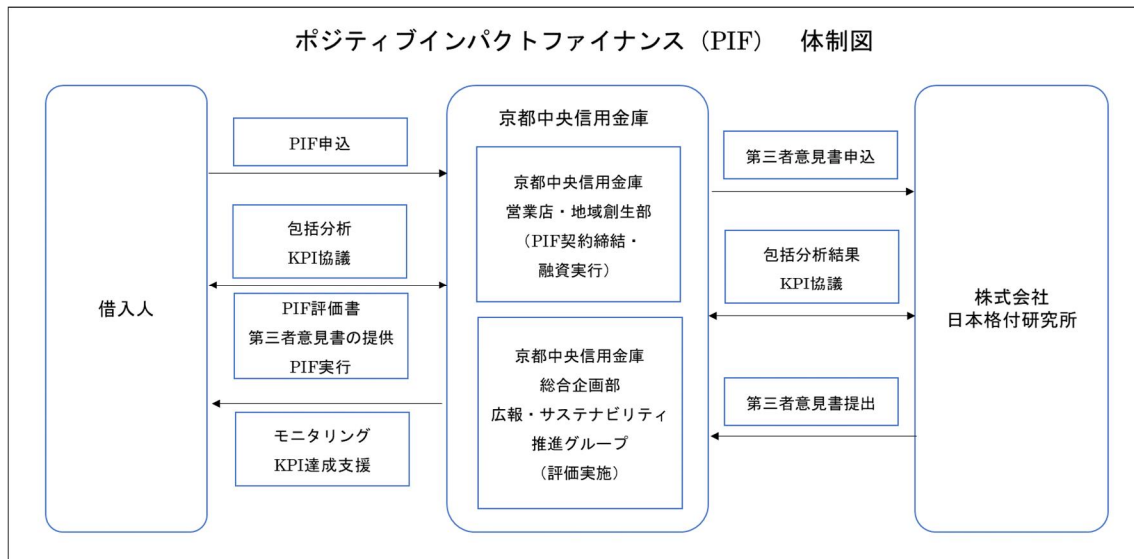
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、京都中央信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 京都中央信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：京都中央信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、京都中央信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、京都中央信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て京都中央信用金庫が作成した評価書を通して京都中央信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、京都中央信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるデリブから貸付人・評価者である京都中央信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

佐藤 大介

佐藤 大介

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する見解を提示するものではありません。また、本第三者意見は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

株式会社 デリブ
ポジティブインパクトファイナンス評価書

2025 年 9 月 26 日

京都中央信用金庫

京都中央信用金庫は、株式会社デリブ（以下、「デリブ」）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、デリブの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※ 国際金融公社または中小企業基本法の定義する中小企業ならびに会社法の定義する大会社以外の企業。

今回実施のポジティブインパクトファイナンスの概要

借入人	株式会社 デリブ 
金額	50,000,000 円
資金用途	運転資金
モニタリング期間	10 年 0 ヶ月

目次

1. 事業概要	3
(1)企業概要.....	3
(2)沿革.....	3
(3)経営理念および各種方針	5
(4)事業内容.....	7
(5)業界動向.....	9
2. サステナビリティ活動	11
(1)社会面での活動	11
(2)自然環境面での活動	15
(3)社会経済面での活動	18
3. インパクトの特定	19
(1)UNEP FI のインパクト分析ツールおよび個別要因を踏まえたインパクトエリア/トピックの特定.....	19
(2)特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性	20
4. KPI の設定	23
(1)社会経済面	23
(2)自然環境面	24
5. モニタリング	27
(1)デリブにおけるインパクトの管理体制	27
(2)京都中央信用金庫によるモニタリング	27
(3)モニタリング期間.....	27

1. 事業概要

(1) 企業概要

企業名	株式会社 デリブ																				
代表者名	代表取締役 林 真志																				
所在地(本社)	京都市中京区西ノ京東中合町 81 番地																				
(熊本事務所)	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子 574-1																				
資本金	2,200 万円																				
グループ従業員	30 名(2025 年 6 月現在)																				
事業内容	■電気工事業 ・ 地元密着型の電気設備工事業者(サブ・コントラクター)として、京都市内を中心に、オフィスビルをはじめ、教育機関や金融機関等に至る電気設備の設計・施工を幅広く手掛ける																				
主要取引先	<table><tr><th>順位</th><th>仕入先</th><th>販売先</th></tr><tr><td>1</td><td>(株)たけでん</td><td>堀場製作所グループ</td></tr><tr><td>2</td><td>ニシムラ(株)</td><td>京都中央信用金庫</td></tr><tr><td>3</td><td>(株)京栄商会</td><td>清水建設(株)</td></tr><tr><td>4</td><td>近畿音響工業(株)</td><td>(株)大林組</td></tr><tr><td>5</td><td>ニッタン(株)</td><td>(株)安藤・間</td></tr></table> (出典:デリブへのヒアリング等に基づき、当金庫にて作成)			順位	仕入先	販売先	1	(株)たけでん	堀場製作所グループ	2	ニシムラ(株)	京都中央信用金庫	3	(株)京栄商会	清水建設(株)	4	近畿音響工業(株)	(株)大林組	5	ニッタン(株)	(株)安藤・間
順位	仕入先	販売先																			
1	(株)たけでん	堀場製作所グループ																			
2	ニシムラ(株)	京都中央信用金庫																			
3	(株)京栄商会	清水建設(株)																			
4	近畿音響工業(株)	(株)大林組																			
5	ニッタン(株)	(株)安藤・間																			
免許登録	登録電気工事業者届出 京都府知事届出第 140210 号 電気工事業 京都府知事許可(特-4)第 4907 号 電気通信工事業 京都府知事許可(般-4)第 4907 号 消防施設工事業 京都府知事許可(般-4)第 4907 号																				
認証取得	ISO9001:2015(登録番号:Q0030) KES・京都環境マネジメントシステム(スタンダードステップ 1)(登録番号:KES1-0472) 子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言(京都府) ワーク・ライフ・バランス認証企業(京都府) 京(きょう)から取り組む健康事業所宣言(協会けんぽ京都支部)																				

(2) 沿革

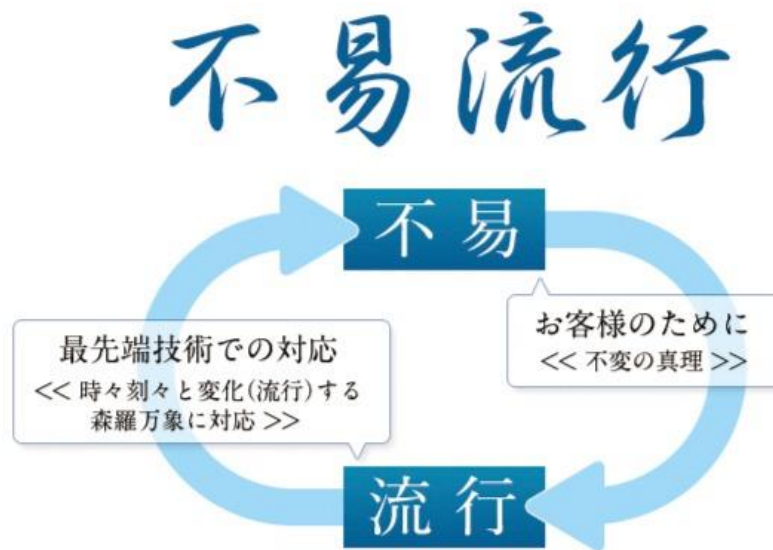
1957 年	林 治吉氏が同和電工社を創業し、同和電工株式会社(資本金 50 万円)を設立
1986 年	安全衛生協力会「同友会」を結成
1989 年	資本金を 2,200 万円に増資
1992 年	林 治吉氏が会長、林 研志氏が代表取締役に就任
1993 年	株式会社デリブに社名変更。林 治吉氏が勲五等端宝章を受章
1994 年	安全衛生協力会「同友会」を「デリブ同友会」に改組

1999 年	本社を現在地へ移転(デリブ西大路ビル)
2001 年	品質マネジメントシステム ISO9001:2000 認証を取得
2006 年	KES・京都環境マネジメントシステム(スタンダードステップ 1)認証を取得
2007 年	会社設立 50 周年
2009 年	品質マネジメントシステム ISO9001:2008 へ認証を移行し、取得
2010 年	社内ネットワークシステム「デリネット」の構築・運用開始
2012 年	「東本願寺 木造建築の電気設備による安全システムの構築」が電気設備学会賞 技術部門 開発奨励賞を受賞
2014 年	林 寿美子氏が代表取締役役に就任
2017 年	会社設立 60 周年
2018 年	品質マネジメントシステム ISO9001 :2015 へ認証を移行、取得 熊本事務所(熊本県阿蘇郡西原村)を開設
2022 年	林 真志氏が代表取締役、林 寿美子氏は取締役会長に就任 京都府よりワーク・ライフ・バランス認証企業を取得

(出典:デリブへのヒアリング等に基づき、当金庫にて作成)

(3)経営理念および各種方針

①経営理念



(出典:デリブホームページより抜粋)

デリブは変わらない部分を守りつつ変化に対応していくことを意味する「不易流行」を経営理念とし、本質を忘れず、時々刻々と変化する環境に対応する事が不可欠と認識した企業経営を行っている。同社(英名 de-Live)の社名は、旧社名である同和電工の「d」と electric の頭文字「e」に社員の「生きがい」を意味する Live を組み合わせた造語であり、社員との「共生」を大切にしていくという同社の哲学が強く反映されている。

②経営理念と三現主義、三つの“みる”の関係性



(出典:デリブへのヒアリング内容に基づき、当金庫で作成)

デリブでは創業以来、「現場」で「現物」を「現認」するという三現主義を通じて、「高い品質、安全」と「素早い対応」で顧客の信頼を得るをモットーとした企業経営を行っている。社員は感覚知として自らの経験値である“五感”を最大限に発揮するとともに、実践知として客観的データである“一感”を加えることで総合的な分析を行い、ベストの対応策を講じることを可能としている。

また、同社では仕事を行っていくうえでの基本的指針である、①「見る」: 見えるものや現象を視覚で捉え

る、②「**観る**」:さらにそれらを良く観察、分析し、理論的にその原理を知識として蓄積する、③「**診る**」:そしてその蓄積されたノウハウを生かし、自らが診断し、問題を解決する能力を養う、とした三つの“みる”を定めている。

以上より、同社では「不易流行」を経営理念に据えつつ、感覚知と実践知の統合的手法としての三現主義に基づき、仕事に臨む際の心構えとして三つの“みる”を基本的指針に定め、常にお客さまの視点に立って社会に貢献していく三段構成としている。

(4)事業内容

電気工事業

デリブは地元・京都を拠点に、官公庁をはじめ、金融機関や教育機関、寺社仏閣、オフィスビル、トンネル、ゴルフ場、交通信号機に至るまで京都市内を中心に幅広い建造物の施工・管理を担ってきた電気設備工事業者(サブ・コントラクター)である。同社には有資格者が多数在籍(【下表】)しており、新築工事や改修工事、リニューアルから施工後のメンテナンスまで電気設備工事に関わる様々な業務を一気通貫で請け負う技術力と突発的な故障等のトラブル発生時の対応力を強みと自負している。2012年には、その技術力が評価され、「東本願寺 木造建築の電気設備による安全システムの構築」が電気設備学会賞の技術部門・開発奨励賞を受賞した。

<資格取得者一覧表:2025年6月時点>

1級電気工事施工管理技士	9名	1級電気通信工事施工管理技士	2名
2級電気工事施工管理技士	7名	消防設備士甲種4類	7名
第1種電気工事士	14名	第3種電気主任技術者	1名
第2種電気工事士	8名	※ 同一人が重複して資格保有をする場合あり	

デリブが手掛ける電気設備工事の例



(出典:デリブホームページより、当金庫にて一部加工)

同社では将来的に電気工事以外の設備工事および建築工事等、付帯するその他の工事に関しても一括受注することが顧客のためになると考えてはいるものの、現時点において新規事業への参入は検討していない。同社では自社を含むインフラ事業者は人口の減少と相関関係にあるとの理解から、需要に関しては減少のスピードは緩やかになるものの、既存建築物の老朽化対策といったメンテナンス分野に関しては増加トレンドを呈するとの考えの下、既存事業を続けることでリスクが少なくリターンが最も大きくなると見込んでいる。なお、同社で新たに事務所や工場等を開設する際の具体的な基準について、第一に顧客のためになるかどうか、第二に事業として長く続けていけるかどうかを軸に進出可否を決定することとしている。

また、同社は京都市内の本社の他に熊本事務所を設けているが、これは 2016 年熊本地震において同社が施工した取引先の工場が大きな被害を受け、当該工場の復旧と新規工場の建築計画に携わるべく現地拠点を構え、日々のメンテナンス含めて継続的な営業活動を行うために設置したものであり、今後も地元・京都を中心に事業を行っていく方針に変更はない。同社と大手ゼネラル・コントラクターとの違いは、地元根付いた事業を長年に亘って行っていることが評価され、京都に本社のある企業を中心とした顧客から選ばれている点にある。

同社の年度予算に関しては毎年 12 月から翌年 2 月頃を目安に次年度分を作成し、取締役会で内容を精査・査定のうえ決定し、運用するフローとなっている。試算表の作成・確認についても同様のフローで、四半期に一度ほどの頻度で行っている。個々の工事に関する予算管理について、大型案件は予算書を作成し担当部長の承認を得た書類の回覧ならびに承認を経理担当と担当役員がダブルで行うことで相互にけん制機能を働かせている。少額案件についてはスピードが重要視される場合もあるため当初から発注まで担当部にて行うことがあるものの、けん制機能の抜け穴となることを防止するべく、必ず経理担当者による事後承認を経ることとしている。

なお、同社は取締役会長を林寿美子氏、代表取締役を長男の真志氏が務めるいわゆる二頭（タンデム）体制を敷いているが、寿美子氏がリスク管理を含めた最終ボーダラインの確認者、真志氏が会社運営の決断全般と権限を割り振っている。現状後継者育成計画（＝サクセッションプラン）については特段設けていないものの、将来的に 10 年～20 年のスパンで社員の中から経営に参画する人材を育成していく事を検討している。

【参考：(株)デリブの売上高構成比(2025 年 3 月期)】

セグメント・部門	売上高（単位：円）	構成割合（単位：%）
電気工事業	1,067,144,702	100.0
合計	1,067,144,702	100.0

（出典：デリブへのヒアリング等に基づき、当金庫にて作成）

(5)業界動向

2025 年 6 月、政府によって閣議決定された国土強靱化実施中期計画では、2026 年度から 2030 年度にかけて実施する優先施策と数値目標が示された。当該 5 年間の事業規模は、全体で 15 兆円程度から 20 兆円程度（【次図】）となっており、政府は 2026 年度に防災庁を設置のうえ、平時における防災政策と災害発生時の対応を充実させる方針である。

国土強靱化実施中期計画の主な事業規模（概観）

国土強靱化実施中期計画では、以下の5つを重点に置いた114の推進施策を設定。

- ①新技術活用の高度化
- ②災害時の官民連携強化
- ③ライフラインの強靱化
- ④防災インフラの整備・管理
- ⑤地域における防災力強化



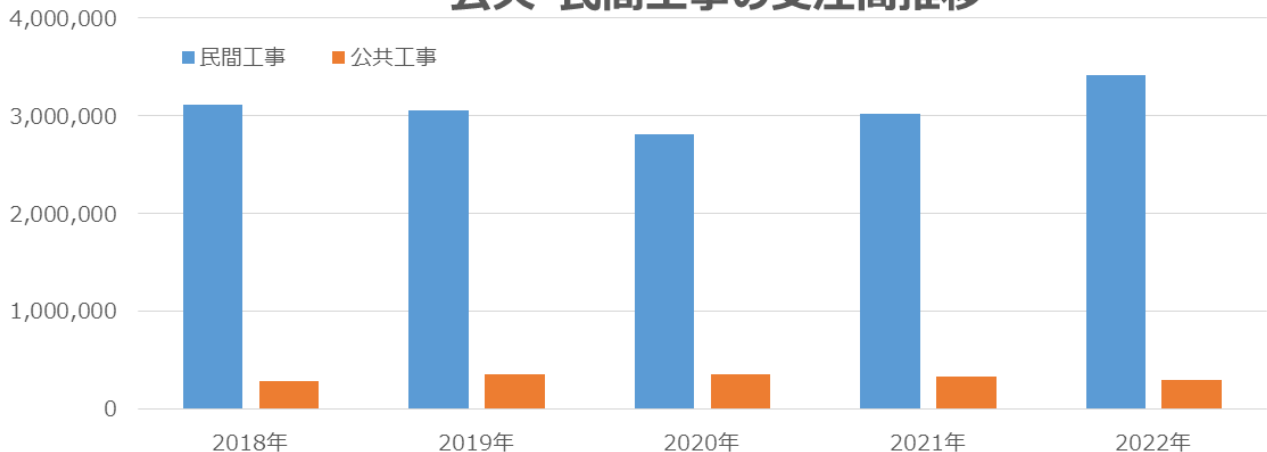
全体で **15～20兆円程度**

（出典：国土強靱化実施中期計画に基づき、当金庫にて作成）

デリブが属する電気工事を含む設備工事業は建設関連需要の影響を大きく受ける業種であり、2023 年度の主要 20 社における電気設備工事受注高は前年度比 6.3%増の 1 兆 9,687 億円となり、3 年連続の増加となった（日経コンパス調べ）。業界全体で見ると、コロナ禍の 2020 年を境に公共工事は減っているものの、民間工事は堅調に伸びている（国土交通省「設備工事業に係る受注高調査結果（各工事主要 20 社）」、【次図】）。

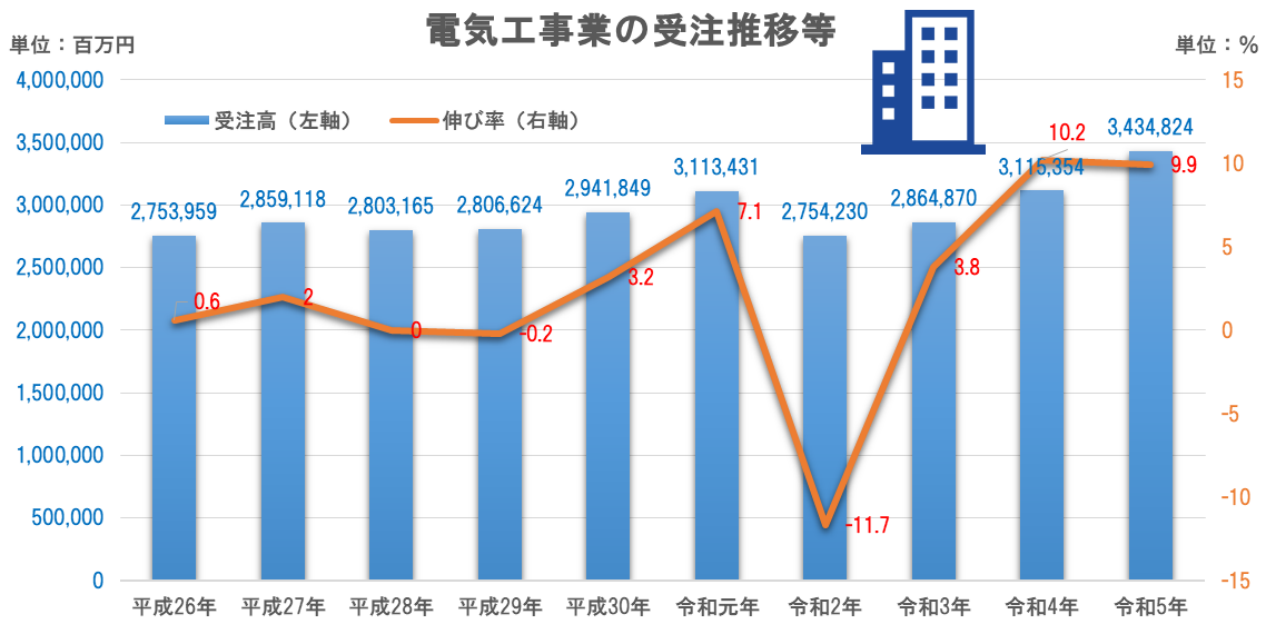
単位：百万円

公共・民間工事の受注高推移



（出典：国土交通省「設備工事業に係る受注高調査結果（各工事主要 20 社）」に基づき、当金庫にて作成）

近年では省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及、大阪・関西万博をはじめとした旺盛な建設需要等を背景に電気工事受注高も堅調に推移している(【次図】)。同社は電気工事業界において、全国88,288社のうちで2,272位にライクインしている(東京商工リサーチ調べ、2024年)。前述の通り、今後も建設需要は引き続き底堅く推移すると見込まれる一方、同社を含む業界全体で建設資材の高騰や現場の作業員不足が深刻化に対する取り組みが不可欠である。



(出典:一般社団法人日本電設工業協会「電気工事業の受注調査(年度別)」に基づき、当金庫にて作成)

2. サステナビリティ活動

(1) 社会面での活動

＜デリブのサステナビリティ＞

デリブは自社の事業活動のみならず、品質マネジメントシステム(ISO9001)・環境マネジメントシステム(KES)の取得・実践、企業の社会的責任(CSR)活動などを通じ、地域社会・経済の発展に貢献するとともに、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の主旨、重要性に賛同し、日々の事業活動を通して持続可能な社会の実現に寄与するよう継続的に取り組んでいる(【次図】)。



(出典: デリブホームページより、当金庫にて作成・一部加工)

○人材採用・人材育成への取り組み

デリブの新卒採用について、専門分野を限定せずに電気や建設業、技術といった分野でプロフェッショナルとなる強い意欲を持っていることを重視している。これは、「施工管理のプロ」となるには10年スパンで見る必要があり、仕事に魅力を感じ、自ら主体的に知識や経験を吸収し、時には大きな負担を伴う業務も乗り越えていくことが必然的に求められるためである。新卒採用学生は近畿圏の大学が多くなっているものの、学生としても京都の会社であることに魅かれて全国から広くアプローチが寄せられている。こうした同社における入社前のギャップ解消に向けた取り組みにより、過去3年間の新卒採用定着率は100%となった。同社は厚生労働省京都労働局主催の「企業内人権啓発推進員研修会・京都府企業内人権問題啓発セミナー」に参加しており、採用選考時には応募者の基本的人権を尊重し、適性・能力のみを基準とした採用選考を行っている。

同社では「京都密着で手に職をつける」「知識ゼロからプロの技術者に」との育成方針から、新卒入職者に対し基礎的な社内研修実施後に約2年間にわたるOJT研修制度の下で先輩社員によるマンツーマン指導を受けさせることで知識・スキルを高め、プロへのステップを着実に積み重ねられるようにしている(【次図】)。キャリア形成のモデルケースとして、入社後3～5年程で一つの現場をマネジメントできる技術者として独り立ちした後は、経験や資格取得状況などの力量にあわせて大きな案件や部下のマネジメントまで担うことを期待している。また、従業員の自己啓発支援に向けた各種資格取得支援制度を取り揃えており、業務関連資格の受験費用(1回目)や教材費用、講習参加費用、資格の維持費用を全額会社負担するとともに、所定の資格取得者には毎月資格手当が支給される。

＜デリブの人材育成方針＞

従業員の経験や能力に応じて
キャリアアップ



入社時研修

【2週間程度】
・ビジネスマナー研修
・現場見学 他

OJT研修

【2年程度】
・先輩社員とのマン
ツーマンレッスン
・初歩的な資格取得

独り立ち期間

【3～5年目】
・小規模な現場で経
験やノウハウを蓄積

中堅社員

【6～10年目】
・多数の現場で実績を
蓄積
・これまでの経験やノウ
ハウを基に、後輩社員
を育成

中核社員

【11年目】
・大規模プロジェクトの
舵取り役
・ハイレベルな国家資
格を取得し、電気設
備のプロに

(出典: デリブホームページより、当金庫にて作成・一部加工)

同社と競合他社との違いは従業員の約半数が 20 代、30 代という人材の若さにあり、給与面での処遇や福利厚生、採用費用等、人材育成にかける費用を競合他社と比較して高く設定することにより人材の定着化に成功している。具体的には、若手従業員の自立を促すべく一人暮らしの新卒者全員に家賃補助(入社後 5 年間は月額 3 万円)を支給し、入社に伴って新たな物件に入居する際には諸費用を会社が負担することで社会人生活を手厚くサポートしている。地元出身者が同社に入転職することを企図して、転居費用を会社が補助する U・I ターン支援制度も設けている。また、慶弔見舞制度の充実化にも力を入れており、例えば、従業員の結婚や出産、傷病等による入院、マイホームの新築や引っ越しといった、まとまった出費が見込まれる様々なライフイベント時に会社ならびに互助会から補助金を支給している。

上記に加えて、勤続 10 年、20 年、30 年といった節目の年には該当する従業員へ金一封を授与することで、従業員満足度(ES)及びロイヤルティーの向上に貢献している。同社独自の特徴的な取組としては、従業員の日ごろの勤労に報いるために、誕生日には会社負担でケーキ又は花のいずれかをプレゼント(従業員本人だけでなく一親等以内の親族も対象)している。

○健康および安全性への取り組み

デリブは定期的な健康診断を実施し、従業員の健康状態を把握することで、早期発見・早期治療に繋げている。定期的に健康に関する資料を回覧することで、従業員の健康意識の向上を促している。また、感染症対策として、室内の換気を徹底し、消毒液を設置するなど、感染リスクを低減するよう努めている。今後は従業員の更なる健康増進を目的として、例えば人間ドックの受診費用等を会社が補助することも検討している。

○従業員雇用への取り組み

デリブは 2025 年 6 月現在アルバイト・パートを除いて従業員 30 名(男性 23 名、女性 7 名)が在籍しており、役員を除く従業員における勤続年数の全体平均(2025 年 3 月期)は 13.1 年である。定年については法定を超える 70 歳まで再雇用する社内制度を整備しているが、従業員が雇用継続を希望し、ノウハウ伝承の関係等で同社もそれを認めた場合には 70 歳に限らず再雇用期間を延長する方針としている。コロナ禍の 2020 年～2022

年にフレックスタイム制度を一時的に導入・運用していたところ、現場での業務に支障が出たため、現在は通常勤務に戻した経緯がある。勤怠管理は PC やスマートフォンからの打刻(Web 打刻)を実施しているものの、同システムだけでは作業内容が把握できないため、社内システムも併用する運用としている。同社では、引き続き従業員のライフスタイルに合わせた多様な働き方を模索することとしている。

外国人雇用について、同社では地元・京都の大学を卒業した外国籍の従業員を 1 名雇用しており、人事評価等については他の日本人従業員と同様の評価基準に則って行われている。京都では訪日観光客の増加により今後もニーズの伸長が見込まれることから、必要に応じて採用する方針である。

同社においては、現状、年次で自動的にベースアップ等を定めた定時昇給制度に関する明確な基準や社内規定等は存在しない。一方で、優秀な人材の囲い込みや昨今の物価高といった経済情勢に応じた昇給はその都度実施しており、直近では 2025 年 4 月に平均 4.85%のベースアップを行った。同社の賃金は建設業界の水準以上であり、今後も業績や社会情勢等を勘案したうえで、適宜昇給を実施する予定である。

○健康経営への取り組み

デリブでは、協会けんぽ京都支部が健康経営に取り組むことを宣言した事業所を認定しサポートする「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」のエントリー事業所に登録しており、同宣言証を目に付く所に掲示し、従業員の健康づくりに役立っている。

同社ではノー残業デー(週 1 日)を設定・推進する等、残業時間の削減について精力的に取り組んでいるが、2025 年 3 月期の現場の工事に携わる従業員の月平均残業時間は 21 時間と建設業界平均(厚生労働省「令和 6(2024)年毎月勤労統計調査」)である 13.7 時間を大幅に上回った。そのため、2024 年 4 月に電子打刻システムを導入し、現在は本格運用に向けて試行中である。なお、従業員が積極的に有給休暇を取得・消化できるよう飛び石連休等といった有給取得推奨日を設定していることも相まって、2025 年 3 月期の平均有給休暇取得日数は 11.0 日(平均有給休暇取得率 33.5%)と建設業界平均(厚生労働省「令和 6(2024)年就労条件総合調査」)である 10.8 日(同 60.7%)をやや上回った。同社の残業時間および有給休暇の取得に際しては、関係諸法令を遵守していること、上記のエントリー事業所としての役割を果たすべく、健康経営の実践に向けて今後も厳格な運用を続けていく方針を確認した。

また、同社では従業員のクオリティ・オブ・ライフ(QOL)の更なる向上に向けて、2035 年 3 月期までに従業員の月平均残業時間を 2025 年 3 月期比 55%削減し、年次有給休暇平均取得日数を 15 日以上とすることとしている。現状、同社において健康経営優良法人や子育てサポート企業(くるみん)等について具体的な取得計画はないものの、将来の取得も視野に入れて検討を進めるとしている。

○労働安全の取り組み

デリブでは事業継続計画(BCP)は未策定なものの、経理、給与、勤怠システムのバックアップのクラウド化を進めるとともに、従業員へのリモート勤務の導入やオンラインバンキングの利用といった代替策を取り入れている。同社と協力会社が参加する安全衛生品質環境協議会では安全衛生教育を行うなど、労働災害防止のために、安全衛生に関する知識を習得するための教育を実施している。また、同社では職場環境の整備に向けて、建設現場における「スリーエス(3S)」を徹底している。3S とは整理、整頓、清掃の 3 つの活動を指し、安全で効

率的な作業環境を構築する基本的なプロセスである。

同社は中京交通安全協会の会員企業であり、朝礼時に安全運転の意識啓発を促すとともに、社用車（自転車を含む）の運転前・後にはスマートフォンと連動して管理者が確認可能な専用のアルコール検知機器（2025 年 8 月に最新機種に入替え済）を用いて運転者の呼気検査を実施することで飲酒運転を防止している。なお、同社における過去 3 年間の業務上・通勤途上における労働災害（いわゆる労災）の発生状況は、【次表】の通り。同社では従業員への啓蒙活動を徹底する等により、2035 年 3 月期まで労働災害事故のうち休業が 4 日以上継続している場合等従業員の生命にかかわる重大なものと定めるものにつき、年間発生件数ゼロを維持することとしている。

	2023 年 3 月期	2024 年 4 月期	2025 年 3 月期
業務上	0 件（うち、重大なもの 0 件）	0 件（うち、重大なもの 0 件）	0 件（うち、重大なもの 0 件）
通勤途上	0 件	0 件	0 件

（出典：デリブへのヒアリング等に基づき、当金庫にて作成）

同社では、2025 年 6 月の労働安全衛生規則改正により全ての企業を対象に熱中症対策が義務付けられたことを受けて、現場で働く従業員の健康と安全を最優先に取り組んでいる。具体的には、企業が負うべき安全配慮義務として従業員の体調管理（特に睡眠不足や過度の飲酒を避ける）や作業前の体調確認に始まり、十分な休息時間の確保、水分・塩分（例、熱中症対策飴の配布）のこまめな補給、現場事務所への経口補水液等の常備、通気性の良い作業服（例、空調服や防暑たれの現物支給）の導入、熱中症予防保護具（例、ウェアラブルデバイスである熱中症対策ウォッチ）の装着、熱中症管理者講習の受講等、同社が現状で取りうる熱中症対策を徹底している。

また、デリブ同友会（旧安全衛生協力会「同友会」）とは同社の施工に関する安全、衛生、環境、品質等の向上を目的に、施工を担当する協力会社からなる組織体であり、発足から約 40 年の長きに亘り月に 1 回の頻度で施工ノウハウや安全指示事項等を連携している。具体的には、同会の安全衛生品質環境協議会へは同社からマネージャー級の担当者が出席のうえ、その月のスローガンや旬と思しき重点目標（例えば、2025 年 6 月には労働安全衛生規則の改正に関して「熱中症対策」を、同年 8 月には「十分な睡眠と十分な水分摂取で体調維持」を重点目標）に取り上げ、関係者間のタイムリーな情報共有に努めている。



更には、2025 年 6 月から現場の声を反映して従業員や同社の協力会社を対象とした安全表彰制度を新たに設け、モチベーション・安全意識の向上と安全文化の定着を目的として優れた取り組みを行った企業及び個人を表彰している（【写真】、出典：デリブホームページ）。

○女性活躍推進および障がい者雇用に向けた取り組み

デリブは、人手不足が深刻化する建設業界にあって企業の存続のためにはワーク・ライフ・バランス（WLB）の整備が必須の課題と位置づけ、労働環境の改善を進めている。具体的には、同社は働き方改革を推進するべく女性をはじめとする WLB および ES 向上に向けて 2022 年に京都府から「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業の認証を取得し、取組方針を定めるとともに、時差出勤制度や各種ソフトウェア、IT 機器類の導入によるデジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた業務効率化、産休育休および育児時短制度の推進等に取り組んでおり、2035 年 3 月期まで同認証を引き続き維持することとしている。

また、同社は京都府が「子育て環境日本一」に向け、企業が子育てに優しい職場環境づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践する「子育て環境日本一に向けて宣言」企業として参加している。建設業界では高齢化が深刻であることに加えて女性就業者の割合が少ないことがネックとなっており、同社においては歪な人員構成を是正することの大切さを認識のうえ、対策に動いている。例えば、育児休暇制度利用促進による男性の育児参加に始まり、従業員のオン・オフの充実化を図り、多様な働き方を推進する労働環境の整備を行い、人材を充実させることで、全てのステークホルダーの利益に繋げていくこととしている。同社では、職場におけるダイバーシティの更なる深化を目指して、現行女性管理職比率 10%（管理職 10 名のうち課長 1 名）のところ、2035 年 3 月期までに女性管理職比率を 20%にすることとしている。

なお、同社は現時点で障がい者を雇用していないものの、障がい者雇用促進法とその立法趣旨については十分に理解している。人手不足の中で持続的成長を支える前向きな戦略と捉えることで、2035 年 3 月期を待たず、同法の対象事業者（従業員を 40 人以上雇用している事業主）となった場合には、法令が定める基準を速やかに満たし・維持するべく障がい者の雇用を行っていく方針である。

○個人情報保護の取り組み

デリブでは個人情報の適切な取り扱いにより取引先からの信頼を獲得するべく、保有する書類は保存期間満了後にシュレッダーもしくは、外部の民間専門業者へ機密文書溶解処理を依頼のうえ、廃棄している。特に、現場で使用する図面等は外部に漏えいしたときの影響度・危険度が高いとの認識のもと、他の書類と分別し専門業者に溶解処理を委託するなど、個人情報保護を徹底している。個人情報の漏えいリスクに備えて、日常業務で使用するパソコンやタブレットを含めた外部との通信が可能な電子端末についてはウイルス対策ソフトを導入している。なお、これまでに同社で外部ハッキング等による情報漏えいは発生していないものの、発生時に備え、関連する社内規則を整備のうえ、厳格に運用している。

(2)自然環境面での活動

○環境負荷低減の取り組み

デリブは、2001 年にサービスの質の維持・向上と顧客満足度の向上を目的とした国際基準である品質マネジメントシステム「ISO9001」を取得（2018 年には新規格への移行審査を終了、現在も登録維持）し、これを機に全従業員で品質管理への取り組みを開始した。同社では ISO の品質方針【「高い品質」と「早い対応」で「顧客の信頼」を得る】に基づき、自らの責任において、次の「三現主義」を推進している。

1	観察	: 現場（業務実施場所）で、現物（状況）を確認し、
2	診断	: 確実に把握し、分析・判断の上、
3	最善策を考える	: 最善策を検討し、速やかに実行する。



（出典：デリブへのヒアリング等に基づき、当金庫にて作成）

加えて、2006 年には京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格である「KES: 京都環境マネジメントシステム(スタンダードステップ 1)」を取得し、日々の節電を通じた社内での電気使用量やごみの削減に取り組む等、全従業員が一丸となり地球環境問題に取り組んでいる。同社では重点管理テーマとして、①電力使用量の 2022 年度比 2%削減を目指し、省エネルギー(対策としてのノー残業デー、エアコン温度(例: 夏季は 27 度、冬季は 20 度に設定)・運転の適正管理、エレベーターの利用頻度削減)に取り組む、②環境に関する勉強会を 3 か月に 1 回開催する、③作業効率化に向けて快適な作業環境ならびに感染症予防のために月に 1 回の CO2 濃度の測定を実施するなど、具体的かつ実践的な KES 活動を実施している。同社では従業員における環境保護に関する意識醸成に向けて、今後も KES 活動を継続していくこと、ならびに 2035 年 3 月期まで同資格を維持・更新していくこととしている。

同社では KES を維持・更新することにより、①電力使用量削減に継続的に取り組んだ結果としての CO2 排出量削減、②オリジナルのポスター、カードを作成・周知し、従業員の意識向上やモチベーションアップ、③協力会社との勉強会を通じた EMS に関する知識の向上、といった事業活動への波及的効果発現を企図している。なお、KES での蓄積したノウハウを基に、例えば、将来的に環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)である「エコアクション 21」の認証取得を目指していくことも検討している。

また、同社では工事を行うにあたって周辺地域における生物多様性や生態系の保全に悪影響を与える可能性があることを鑑み、環境に配慮した機械の使用を促進しつつ、案件に応じた適正な手続き(デューデリジェンスプロセス。自治体への諸届出を含む)を踏むことで環境に十分配慮した事業活動を行っている。同社では水銀使用製品(蛍光灯・ランプ)および電池類の取り扱いがあるが、それぞれ外部の専門業者に処理を委託のうえ、法令に則って適切に廃棄処理を行っている。工事現場においては、漏えいすると環境汚染の恐れがあるものについては油漏れや汚水漏れがないように置き場所を指定するなどの対策を講じている。

○エネルギーアクセスの最適化に向けた取り組み

デリブではエネルギーロスを減らすとともに、エネルギーアクセスの最適化に向けた取り組みとして、電気設備工事業を通じて顧客に対して LED 照明への取替から太陽光発電設備や電気自動車(EV)充電設備の設置に至るまで、幅広い省エネルギー化工事を実施することにより使用電力量の削減に貢献している。1960~70 年代の高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化(一般的に建設後 50 年が目安)を見据え、既存施設のメンテナンスや定期点検などのアフターフォローにも力を入れている。実際、同社の 2024 年 3 月期の完成工事高に占める省エネルギーに資する電気設備工事の割合は過半を超えており、政府による脱炭素および国土強靱化や地元自治体における一定規模以上の準特定建築物への省エネ設備導入義務化の動きが後押しとなり、今後も当該比率は中長期的に上昇していくことを見込んでいる。壊れてから直す「事後保全」が大きな問題となる中、修繕しながら長く使っていく「予防保全(=点検→診断→措置→記録)」により、トータルコストを抑えることが期待

される。

同社は 20 年経っても安全安心に使用できる生活に根付いた電気設備を提供することを旨とし、電気設備の突発的な故障などといったトラブル発生時にも迅速に対応できる体制を構築のうえ、運用している。同社の施工は件数ベースで既存建物の改修が 9 割超であり、改修工事は LED への切替えや省エネルギー設備の導入等、概ねが省エネルギーに資する工事となっている。同社は、既存・新設インフラの適切な保守・管理を通じて、災害時における地域のレジリエンス力を維持・強化する役割を担っている。これら長年にわたる実績が評価され、同社の顧客の多くがリピーターとなるなど、地域において確固たる信頼関係を築いている。同社は国土強靱化やエネルギーアクセス最適化を強く推進するべく、2035 年 3 月期までに自社の完成工事高を 2025 年 3 月期比で 34%増加することを目標に掲げている。

○廃棄物処理とリサイクルの取り組み

デリブでは使用する紙の削減に取り組むと同時に、各種ソフトウェア、IT 機器類の導入による業務の DX 化に取り組んでいる。また、2025 年 3 月期の事業系産業廃棄物について、水銀使用製品産業廃棄物(0.63t)・廃プラスチック類(2,625 kg)・電池類(ニカド電池 107kg、ニッケル水素電池 32.8kg)・その他混合物(混載)(4.375t)が出たものの、それぞれ民間の廃棄物処理業者に委託のうえ、法令に則って適切に廃棄処理を行ったことを確認している。

自社で発生する使用車両や使用機器等を処分する場合は、車両は買替時に業者引取りにより処理しており、家電等リサイクル処理できるものについても適切にリサイクル手続きを行っている。

○水の使用

デリブでは従業員の水資源保全に係る意識醸成に向けて、本社・熊本事務所のトイレおよび建築現場における常時節水を励行している。

○カーボンニュートラルに向けた取り組み

デリブでは、電気エネルギーに携わる企業としての自覚から、日本商工会議所が提供する無料ツール「CO2 チェックシート」を活用し、自社のスコープ 1(直接排出分)・2(間接排出分)に係る CO2 排出量を算定している。同社は人々の暮らしに必要な電気エネルギーという社会基盤(インフラストラクチャー、インフラ)にかかわる企業として、太陽光発電設備や電気自動車(EV)充電設備の設置や、消費電力の少ない発光ダイオード(LED)照明をはじめとする省エネルギー機材の積極的提案・施工を通じて、地球温暖化対策に貢献するとともに、顧客におけるエネルギー関連支出削減の一助を担っている。同社は複数の電気工事に関係する諸団体にも所属しており(【下表】)、業種を超えた企業や組織と交流し、最新の情報を共有・アップデートすることにより、電気エネルギーの安定供給に貢献している。

(社)京都電業協会	京都府電気工事工業組合
京都電気倶楽部	京都府電気工事工業組合 女性部会
京都府電気工事工業協同組合	京都科学機器協会

(出典:デリブへのヒアリング等に基づき、当金庫にて作成)

また、同社では地球環境への負荷を低減するため、社用車を運転するに際してはアイドリングストップをはじ

めとした従業員へエコドライブの徹底を周知している。同社が保有する社用車 8 台のうち、ハイブリッド車 1 台・電気自動車(EV) 1 台の合計 2 台を既に導入しており、今後は 2035 年 3 月期までに社用車に占めるハイブリッド車・電気自動車の比率を 100%とすることを目指し、リース契約が終了したものから順次切り替えていく予定である。

(3)社会経済面での活動

○地域社会への貢献、地域経済の活性化

デリブでは地域社会への貢献として、地域インフラの担い手としての責務から、大規模災害発生時にも迅速にサービスを提供できるよう、年に一度の避難訓練を実施している。資材・サービスの購買にあたっては、可能な限り地元中小・零細事業者を優先して利用することで地域経済の活性化に寄与している。また、同社は地域住民との親睦を深めるべく地元町内会のお祭りへの協賛(【次表】)など、地域社会との共存共栄を目指して様々な取組みを行っている。

協賛先団体名	主な協賛内容
朱雀第四自治連合会(町内会)	特別名誉会員
北野天満宮氏子講社	北野天満宮ずいき祭賛助金
平安講社第八社	時代祭維新勤王隊賛助金

(出典:デリブへのヒアリング等に基づき、当金庫にて作成)

3. インパクトの特定

(1) UNEP FI のインパクト分析ツールおよび個別要因を踏まえたインパクトエリア/トピックの特定

デリブが行う事業活動について UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析を行い、同社事業について「電気設備業 (ISIC: 4321)」、「排給水衛生設備工事 (ISIC: 4322)」を適用し、ポジティブ・インパクトおよびネガティブ・インパクトについて抽出した。

また、上記のインパクト分析に加えて、同社のホームページ、資料提供および同社へのヒアリング等からサステナビリティに関する取り組みを分析するとともに、地域特性や業界・市場動向等の個別要因を勘案し、以下のとおり、インパクトエリア/トピックの追加および削除を行った。

【追加・削除したインパクトエリア/トピックとその理由】

	インパクトエリア/トピック	PI/NI	理由
追加	教育	PI	従業員教育の充実が企業価値の向上に資するため
	データプライバシー	NI	図面等の取扱いデータや電子端末への外部ハッキング等による情報漏えい対策を講じているため
	ジェンダー平等	NI	女性活躍の実現に向けて、現行女性管理職比率 10%を今後も継続的に引き上げていく方針であるため
削除	現代奴隷	NI	現場における強制労働や人権侵害がないため
	自然災害	NI	自然災害の原因となる活動を行っていないため
	住居	PI	安全かつ安価な住宅へのアクセスに資する事業等を行っていないため
	水	PI	水へのアクセスに貢献する事業等を行っていないため
	コネクティビティ	PI	情報通信に関連する事業等を行っていないため
	賃金	NI	同社の賃金は同業他社と比較して高い水準にあり、不規則な収入とはなっていないため
	民族・人種平等	NI	外国人労働者に対しても他の社員と同様に公平な対応がなされているため

(2) 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

上記 (1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析、(2) 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定を通じて、特定されたデリブのインパクトエリア/トピックと同社のサステナビリティ活動の関連性は以下のとおりとなった。

インパクト カテゴリー	インパクトエリア/トピック	インパクト分析		個別要因加味後	
		PI	NI	PI	NI
社会	紛争				
	現代奴隷				削除
	児童労働				
	データプライバシー				追加
	自然災害				削除
	健康および安全性				
	水			削除	
	食料				
	エネルギー				
	住居			削除	
	健康と衛生				
	教育			追加	
	移動手段				
	情報				
	コネクティビティ			削除	
	文化と伝統				
	ファイナンス				
	雇用				
	賃金				削除
	社会的保護				
	ジェンダー平等				追加
	民族・人種平等				削除
	年齢差別				
	その他の社会的弱者				
社会経済	法の支配				
	市民的自由				
	セクターの多様性				
	零細・中小企業の繁栄				
	インフラ				
	経済収束				
自然環境	気候の安定性				
	水域				
	大気				
	土壌				
	生物種				
	生息地				
	資源強度				
	廃棄物				

【サステナビリティ活動とインパクトエリア/トピックの関連】

サステナビリティ活動	該当する インパクトエリア/トピック	関連する SDGs 項目
■個人情報保護の取り組み ・ウイルス対策ソフトの導入、機密文書の溶解処理	NI:「データプライバシー」	
■健康および安全性への取り組み、健康経営への取り組み、労働安全の取り組み ・定期的な健康診断 ・室内の換気を徹底し、コロナ予防の消毒液を設置 ・有給休暇取得平均 15 日(2035 年 3 月期までに) ・残業状況改善に向けた取組み(2035 年 3 月期までに月平均残業時間を 2025 年 3 月期比 55%削減) ・2035 年 3 月期まで重大労災のゼロ継続	NI:「健康および安全性」	
■エネルギーアクセスの最適化に向けた取り組み ・2035 年 3 月期までに完成工事高を 2025 年 3 月期比で 34%増加	PI:「エネルギー」、「インフラ」	
■女性活躍推進および障がい者雇用に向けた取り組み ・2035 年 3 月期まで「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業認証を維持する ・2035 年 3 月期を待たず、障がい者雇用促進法の対象事業者(従業員を 40 人以上雇用している事業主)となった場合には、法令が定める基準を速やかに満たし・維持する ・有資格者への資格手当の支給 ・従業員本人と会社が合意した場合、70 歳に限らず再雇用期間を延長する制度の導入 ・2035 年 3 月期までに女性管理職比率 20%	PI:「雇用」 NI:「ジェンダー平等」「その他の社会的弱者」	 
■地域社会への貢献、地域経済の活性化 ・地元学生のインターンシップの受入れ	PI:「雇用」	 
■人材採用・人材育成への取り組み ・新入社員研修、OJT 研修、資格取得支援研修	PI:「教育」	

サステナビリティ活動	該当する インパクトエリア/トピック	関連する SDGs 項目
■地域社会への貢献、地域経済の活性化 ・地元中小・零細事業者の優先的利用	PI:「零細・中小企業の繁栄」	
■従業員雇用への取り組み ・役付手当、資格手当・資格取得一時金、慶弔見舞金(結婚・出産・入院・マイホーム新築・引っ越し等)、育児手当、出張手当、家賃補助 ・物価上昇等を踏まえた昇給の実施	PI:「賃金」 NI:「社会的保護」	  
■カーボンニュートラルに向けた取り組み ・エコドライブの実践により NOx や SOx といった大気汚染物質の発生を抑止	NI:「大気」	
■カーボンニュートラルに向けた取り組み、環境負荷低減の取り組み ・毎年度の CO2 排出量算定 ・2035 年 3 月期までに社用車に占めるハイブリッド車/電気自動車の比率を 100%に ・環境に配慮した機械の使用促進 ・2035 年 3 月期まで KES:京都環境マネジメントシステム(スタンダードステップ 1)の実践および資格の維持・更新	NI:「気候の安定性」	
■廃棄物処理とリサイクルの取り組み ・各種産業廃棄物の委託処理 ・業務の DX 化	NI:「資源強度」「廃棄物」	

4. KPI の設定

デリブと京都中央信用金庫は、ポジティブインパクトファイナンスにおける KPI(重要な管理指標)について、以下のとおり設定した。

(1)社会経済面

インパクトエリア/トピック	健康および安全性
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	・従業員の有給休暇取得、残業状況改善に向けた取り組み ・労働災害事故の抑制
設定した KPI	・2035 年 3 月期までに従業員の有給休暇平均取得日数を 15 日以上にする。 ・2035 年 3 月期までに従業員の月平均残業時間を 2025 年 3 月期比 55%削減する。 ・2035 年 3 月期まで重大な労働災害事故の発生件数ゼロを維持する。
関連する SDGs	ターゲット 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。  

インパクトエリア/トピック	エネルギー、インフラ
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの増大
取り組み内容	・インフラの整備を通じてエネルギーロスを減らすとともに、アクセス最適化に向けて取り組むとともに、地域社会の発展に寄与する ・既存インフラの適切な保守・管理を通じて、災害時における地域のレジリエンス力を維持・強化する
設定した KPI	・2035 年 3 月期までに完成工事高を 2025 年 3 月期比で 34%増加する。

	2025年3月期 (基準)	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期
	実績値： 1,067百万円 前提条件： 年率3%成長	1,099百万円	1,132百万円	1,166百万円	1,201百万円	1,237百万円
		2031年3月期	2032年3月期	2033年3月期	2034年3月期	2035年3月期
		1,274百万円	1,312百万円	1,351百万円	1,391百万円	1,430百万円
関連する SDGs	ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 					

インパクトエリア/トピック	雇用、ジェンダー平等
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの増大 ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	・職場におけるダイバーシティの推進
設定した KPI	・2035 年 3 月期まで「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業の認証を維持する。 ・2035 年 3 月期を待たず、障がい者雇用促進法の対象事業者(従業員を 40 人以上雇用している事業主)となった場合には、法令が定める基準を速やかに満たし・維持する。 ・2035 年 3 月期までに女性管理職比率 20%を達成する。
関連する SDGs	ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 5 ジェンダー平等を実現しよう  ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 8 働きがいも経済成長も 

(2)自然環境面

インパクトエリア/トピック	気候の安定性
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	・環境保護に関する意識の醸成 ・CO2 排出量の削減

設定した KPI	・KES: 京都環境マネジメントシステム(スタンダードステップ 1)の実践、および 2035 年 3 月期まで同資格を維持・更新する。 ・2035 年 3 月期までに社用車に占めるハイブリッド車・電気自動車の比率を 100%とする。
関連する SDGs	ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)および適応の能力を強化する。  

以下の項目については KPI を設定していない。

《ポジティブ・インパクト》

●賃金

デリブでは同規模事業者の平均水準以上の賃金支給を行っており、今後も業績や社会情勢等を勘案したうえで適宜定時昇給を実施する予定としていることを確認したため、KPI は設定しない。

●零細・中小企業の繁栄

デリブでは自社で使用する資材・サービスの購買にあたって、可能な限り地元中小・零細事業者を優先して利用することで地域経済の活性化に寄与するなど、既に十分な対応がなされていることから、KPI は設定しない。

《ネガティブ・インパクト》

●データプライバシー

デリブでは、保有する書類を保存期間満了後にシュレッダーもしくは、現場で使用する図面等は外部の民間専門業者へ機密文書溶解処理を依頼のうえ、廃棄している。個人情報の漏えいリスクに備えて、日常業務で使用するパソコンやタブレットを含めた外部との通信が可能な電子端末についてはウイルス対策ソフトを導入するなど、個人情報保護を実践・徹底していることから、KPI は設定しない。

●教育

デリブでは資格取得時には報奨金として一時金を支給しているほか、各種資格取得制度や資格手当支給制度を整備するなど、社員のモチベーションアップおよび給与水準の向上に対して既に十分な取り組みがなされていることから、KPI は設定しない。

●社会的保護

デリブにおいては育児・介護休業制度を設けるとともに、総合福利厚生制度(KPC)への加入など、従業員の就労の継続に向けた各種社会保障の提供を行っており、既に十分な対応がなされていることから、KPI は設定しない。

●年齢差別

デリブでは定年については法定を超える 70 歳まで再雇用する社内制度を整備しているが、従業員が雇用継続を希望し、同社もそれを認めた場合には 70 歳に限らず再雇用期間を延長することとしており、既に十分な対応がなされていることから、KPI は設定しない。

●その他の社会的弱者

デリブにおいては一般的な福利厚生制度が整備されていることに加えて、将来的に障がい者雇用推進法の対象事業者となった場合には、法令が定める基準を満たし・維持するべく障がい者の雇用を行っていく方針を確認し、既に十分な対応がなされていることから、KPI は設定しない。

●大気

デリブでは、社用車を HV・EV 車に切り替えるのと併せて従業員には普段よりエコドライブの実践を徹底することで NOx や SOx といった大気汚染物質の発生を抑止するなど、既に十分な対策をしていることから、KPI は設定しない。

●土壌、生物種、生息地

デリブでは建築現場における生物多様性や生態系の保全に悪影響を及ぼす可能性があるとの認識のうえ、関係諸法令に応じた手続き（デューデリジェンスプロセス）を経ることで環境に配慮した事業活動を行っていることに加え、設備工事業として恒常的に取り組んでおり、排水の適正処理など法令等に基づく対応が定着している。また、事業を行うに際しては京都市の景観条例等を遵守するなど環境や景観に関する問題にも十分に対応していることから、KPI は設定しない。

●資源強度

デリブでは事業活動において大量の天然資源を使用していないことから、KPI は設定しない。

●廃棄物

デリブでは使用する紙の削減に取り組むと同時に、業務の DX 化に取り組んでいる。同社は事業活動で排出される事業系産業廃棄物については民間の廃棄物処理業者に委託のうえ、法令に則って適切に処理が行われたことを確認するなど、環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、引き続きその取り組みを継続していくことから、KPI は設定しない。

5. モニタリング

(1) デリブにおけるインパクトの管理体制

デリブが本ファイナンスに取り組むにあたり、林真志代表取締役が最高責任者となり、同社の総務部課長松尾早智氏および総務部を中心として自社の事業活動とインパクトレーダーや SDGs との関連性について検討したうえで KPI を設定した。

本ファイナンスの実行後も、林社長を中心に KPI 達成に向けた活動を行い、総務部が中心となり KPI の進捗管理を行っていく。

最高責任者	代表取締役 林 真志
管理責任者	総務部 課長 松尾 早智
担当部署	総務部

(2) 京都中央信用金庫によるモニタリング

本ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、デリブの担当者と京都中央信用金庫が定期的に会合の場を設けて情報共有する。情報共有については少なくとも年に 1 回実施するほか、日ごろの情報交換や営業活動を通じて実施する。

京都中央信用金庫は、KPI の達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは京都中央信用金庫が持つネットワークから外部の資源とマッチングすることで KPI の達成をサポートする。

(3) モニタリング期間

以下のとおりとする。

モニタリング期間	10 年
----------	------

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、京都中央信用金庫がデリブから依頼を受けて実施したものです。
2. 京都中央信用金庫は、デリブから供与された情報と、京都中央信用金庫が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

京都中央信用金庫

総合企画部 担当 尾野

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 91

TEL 075-223-8385